

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年1月26日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 59,186 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 469,911 |
| 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | |

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	16,380	富士市	68,025	袋井市・森町	27,514
伊東市	18,930	富士宮市	35,372	磐田市	44,099
熱海市	9,757	静岡市葵区	68,796	浜松市中央区	148,769
伊豆市	8,058	静岡市駿河区	57,320	浜松市浜名区・天竜区	49,381
伊豆の国市	13,027	静岡市清水区	63,222	湖西市	15,281
函南町	10,294	焼津市	36,927		
三島市	29,420	藤枝市	39,029		
清水町	8,570	牧之原市・吉田町	18,831		
長泉町	11,777	島田市・川根本町	27,902		
裾野市	13,517	御前崎市	8,136		
御殿場市・小山町	27,432	菊川市	12,114		
沼津市	52,420	掛川市	30,706		